

## 船橋市生活困窮世帯等学習支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐための学習支援事業(以下「本事業」という。)について定め、もって子どもの自立を促進することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 本事業の内容は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るための指導
- (2) 高等学校等への進学のための指導及び相談
- (3) 高等学校等の中退防止のための指導及び相談
- (4) 基本的な生活習慣の指導
- (5) その他本事業の目的達成に資する事業

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、船橋市とし、こども家庭部と福祉サービス部が連携して実施するものとする。

2 運営については、法人等(以下「運営法人」という。)に委託して実施する。

### (対象者)

第4条 本事業の対象となる者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護世帯の中学生及びその保護者
  - (2) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるひとり親世帯等の中学生及びその保護者
  - (3) 就学援助の認定を受けている世帯の中学生及びその保護者
  - (4) 前3号に準ずる者として市長が認める者
  - (5) 前各号に該当した者で、本事業を通して高等学校等へ進学した高校生等
- 2 前項各号に定める対象者の細目については、同項各号に掲げる対象者に対する本事業の所管課で別に定める。

### (実施施設)

第5条 運営法人は、市長が指定した施設において本事業を実施するものとする。ただし、適切かつ効果的な支援のために運営法人が別に会場を確保するときは、船橋市と協議の上で、当該会場を利用することを妨げない。

- 2 本事業では、実施する施設及び曜日別に教室を設置するものとする。
- 3 教室は原則週2回同一施設で行うものとする。
- 4 感染症その他特段の事情により、前3項のとおり開催することが困難な場合は、同等の手段により事業実施するように努める。

(職員配置)

第6条 運営法人は、本事業を実施する教室ごとに責任者1名のほか、参加人数に応じたスタッフを配置しなければならない。

(参加の申込み)

第7条 市長は、第4条第1項第1号から第4号に掲げる対象者（以下「対象中学生」という。）の区分ごとに、毎年度、船橋市学習支援事業参加申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）又はそれに代わる書類を送付する。

- 2 前項の規定による書類の送付は、対象中学生の区分ごとに、所管課から行うものとする。
- 3 本事業への参加を希望する者は、申込書又はインターネット上の所定の申込フォームにより、運営法人を通じて市長に申し込むものとする。
- 4 高等学校等の中退防止のための指導及び相談を希望する者の参加申込については別に定める方法による。

(参加の決定)

第8条 市長は、前条第3項の規定により申込を受けたときは、内容を確認の上、本事業の参加について決定するものとする。

- 2 参加者が、年度途中で第4条の規定に該当しなくなった場合でも、当該年度は本事業の参加資格を有するものとする。なお、偽りその他不正の手段により本事業の参加決定を受けた場合はその限りではない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により本事業の参加決定を受けた者があると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(参加料金)

第10条 本事業の参加料は、無料とする。ただし、本事業で使用する教科書、参考書、文房具等の購入に要する費用は、自己負担とする。

(個人情報保護)

第11条 運営法人は、個人情報取扱いに関する規定等を遵守し、本事業で得られた個人情報保護の徹底を図らなければならない。

(実績報告)

第12条 運営法人は、本事業の実施状況を定期的に報告しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、必要に応じ運営法人に対して本事業の状況について聴取及び調査を行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(船橋市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱の廃止)

2 船橋市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱は、廃止する。

(生活保護世帯中学生支援プログラム実施要綱の廃止)

3 生活保護世帯中学生支援プログラム実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

第1号様式

船橋市学習支援事業参加申込書

船橋市長 あて

1. 参加希望者

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		住所	〒 船橋市
在学学校	中学校 年生		

2. 参加希望保護者

ふりがな		続柄	連絡先	TEL
氏名				( )
緊急連絡先	TEL — —			【続柄： 】

3. 希望教室（教室ごとに曜日が決まっています）

--	--	--

4. 備考

--

私は、裏面の同意事項に同意の上、本人（参加希望の中学生）の意思を確認しましたので、学習支援事業への参加申し込みをいたします。

年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

私は、学習支援事業への参加を希望します。

年 月 日 参加希望者氏名 \_\_\_\_\_

## 船橋市学習支援事業参加に係る同意事項

1. 本事業は船橋市が事業者へ委託して実施しています（以下、「受託事業者」という）。市は、お申しいただいた内容を受託事業者へ提供し、受託事業者から直接、事業の運営に必要なご連絡をすることがあります。また、本事業へ参加した生徒が高校等進学後、受託事業者又は市から継続事業等の案内のため、ご連絡をすることがあります。
2. お申込時、希望する教室が定員を超過した場合には、申込枠に空きが出るまで参加をお待ちいただくことがあります。
3. 本事業の参加資格を有することを確認するため、児童扶養手当受給状況、就学援助制度の認定状況、生活保護受給状況等について内部照会いたします。
4. こども家庭支援課が支援に必要と判断する場合に、本事業への参加状況等を市役所内関係機関、船橋市教育委員会へ情報提供することがあります。
5. 無断で4回以上欠席した場合は、ご事情を確認したうえで退会となることがあります。
6. 対象生徒による本事業運営上支障をきたす迷惑行為等があり、会場責任者等が注意をしたにも関わらず改善されない場合、退会となることがあります。